

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 20 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 26）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【内用薬】

問1 ビヨントラ錠 400mg、ビンダケルカプセル 20mg 及びビンマックカプセル 61mg の留意事項（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年5月20日付け保医発 0520 第1号））において、「ウ 病理検査所見又はシンチグラフィに関する日本循環器学会の最新のガイドライン等の要件を満たすこと」とされたが、具体的には何を指すのか。

（答）日本循環器学会が定めるトランスサイレチン型心アミロイドーシスに対する疾患修飾薬導入の患者要件のうち、組織生検による診断の要件又は骨シンチグラフィによる診断の要件を指す。